

# 都市再生整備計画(第5回変更)

おおどおりえきしゅうへんちく  
大通駅周辺地区

ほっかいどう さっぽろし  
北海道 札幌市

令和4年2月

事業名	確認
都市構造再編集集中支援事業	<input checked="" type="checkbox"/>
都市再生整備計画事業	<input type="checkbox"/>
まちなかウォークアブル推進事業	<input type="checkbox"/>

目標及び計画期間

様式(1)-②

都道府県名	北海道	市町村名	札幌市	地区名	大通駅周辺地区	面積	27.6 ha
計画期間	平成 28 年度	～	令和 4 年度	交付期間	平成 28 年度	～	令和 4 年度

<p><b>目標</b></p> <p>大目標：道都札幌にふさわしい活気に満ちあふれた魅力ある都心の実現          目標：ゆとりある歩行空間を確保し、歩行者の移動環境を向上させる</p>
<p><b>目標設定の根拠</b></p> <p>都市全体の再編方針(都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用の方針)を含む、当該都市全体の都市構造の再編を図るための方針) ※都市構造再編集中支援事業の場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。          本市では、政令指定都市への移行がなされた昭和47年頃から急激な人口増加に伴い市街地が大幅に拡大し、同年に開催された冬季オリンピックに合わせ、都市基盤の整備や都心部でのビル建築などが進められてきた。その後、徐々に人口増加の傾向が緩やかになってきたため、平成16年に「札幌市都市計画マスタープラン」を策定し、それまでの市街地拡大を中心とした都市づくりから方向転換を図り、持続可能なコンパクトシティへの再構築を理念として、既存の市街地や都市基盤を有効に活用しながら都市の魅力と活力の向上を目指しているところである。          平成25年には、今後の人口減少や少子高齢化を迎えるにあたって、本市の最上位計画として「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を策定しており、都市空間創造の基本目標を「持続可能な札幌型の集約連携都市への再構築」と掲げ、誰もが安心して歩いて暮らせる、効率的コンパクトな都市を目指すことを位置付けている。          平成28年に策定した「札幌市立地適正化計画」において、市街地区分に応じた人口密度の適正化や、公共交通を基軸とした各種都市機能の適切な配置を図ることにより、これまで以上に都市の魅力や活力を向上させることを目指している。</p>
<p><b>まちづくりの経緯及び現況</b></p> <p>札幌市では、「第4次札幌市長期総合計画」(平成11年度)において、「魅力的で活力ある都心の整備」を主要な施策の一つに掲げ、これまで魅力的な都心の実現に向けて取り組みを進めてきた。          その一方で、隔年で行っている「駅周辺における放置自転車等の実態調査及び自転車等駐車対策関係条例の制定状況等に関する調査」によれば、札幌都心部の大通駅周辺で路上に放置されている自転車の台数が全国でも上位であるとの結果も出ており、大通駅周辺地区(以下「当地区」という。)において、路上放置自転車が都市景観の悪化や、歩行空間の安全性の低下を引き起こしている。          そのため、持続可能なコンパクト・シティの再構築を進めることを理念として策定した「札幌市都市計画マスタープラン」(平成15年度)や、人と環境を重視した新しい時代の都心交通の創出及び都心の活性化に寄与する交通施策の推進を理念として策定した「さっぽろ都心交通計画」(平成16年度)を受けて、平成23年度には「札幌市自転車利用総合計画」を策定しており、その中で安全な自転車利用環境の実現による魅力的なまちづくりを行うこととしている。          また、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」(平成25年)においても、歩いて暮らせるまちづくりの実現を目標とし、総合的な駐輪対策の推進(都心の都市景観の改善、歩行者の移動環境の向上)を行うこととしていることから、これまで駐輪場の確保等、様々な対策によって、路上放置自転車の解消に向けた取り組みを進めており、都心部における自転車の放置禁止区域を拡大することで、魅力ある歩行空間の創出を目指している。</p>
<p><b>課題</b></p> <p>・路上放置自転車の台数が全国でも上位である当地区において、都市景観の改善や歩行者の移動環境の向上の為に、総合的な駐輪対策の推進が求められている。</p>
<p><b>将来ビジョン(中長期)</b></p> <p>①都市計画マスタープラン(2004-2020)(平成15年度策定)          ～都市づくりの理念:持続可能なコンパクト・シティへの再構築をともに進めよう          【原則:多くの人が集まる場所を大切にします】→公共交通によるアクセスの確保と歩行空間の充実</p> <p>②さっぽろ都心交通計画(2004-2023)(平成16年度策定)          ～目標:多様化するニーズに対応した歩行環境の創出          ・駐輪需要が集中する箇所においては、路外駐輪施設の整備と同時に放置自転車の即時撤去などを盛り込んだ、自転車等放置禁止区域の指定を検討。</p> <p>③札幌市自転車利用総合計画(2011-2020)(平成23年度策定)          ～目標:安全な自転車利用環境の実現による魅力的なまちづくり          【取り組むべき施策項目】→総合的な駐輪対策の推進          ・再開発に併せた公共駐輪場の整備          ・放置禁止区域の拡大</p> <p>④札幌市まちづくり戦略ビジョン(2013-2022)(平成25年度策定)          【目指す都市空間】→快適で効率的な都市活動が展開できるよう、都心周辺などの利便性の高い地域において、良好な都市景観の形成を図るとともに、集合型の居住機能と、居住者の生活を支える多様な機能の立地を促進することで、比較的高密度で質の高い複合型の市街地を目指す。</p> <p>⑤都市再生緊急整備地域「札幌都心地域」地域整備方針(平成14年度指定、平成25年度変更)          ～目標:札幌駅前通や創成川通の整備効果を活かし、都心の骨格軸や展開軸、交流拠点を基軸とする歩いて暮らせる豊かで快適な都心の創出          ・災害時の避難路としても活用可能な地上・地下の重層的な歩行者ネットワークを充実・強化</p> <p>⑥特定都市再生緊急整備地域「札幌都心地域」地域整備方針(平成24年度指定、平成25年度変更)          ～目標:優れたまちづくりを通じて世界都市となることを目指す札幌市の都心において、都市機能の集積・高度化、都市空間・エネルギー等のネットワーク形成、エリアマネジメントの展開を推進し、災害にも強く、国際的な活動の拠点にふさわしい市街地を形成、併せてこれらの優れたまちづくりの展開をパッケージとして国内外に情報発信          ・世界都市さっぽろの玄関口にふさわしい都市空間・都市景観を形成          ・都心の回遊性を高め、都市の魅力向上やにぎわいの創出、防災性・安全性の向上に寄与</p> <p>⑦札幌市立地適正化計画(2016-2035)(平成27年度策定)          ～目標:持続可能な札幌型の集約連携都市への再構築を進める          ・民間開発などと連携した駐輪場の整備や放置禁止区域の拡大などを進める</p>

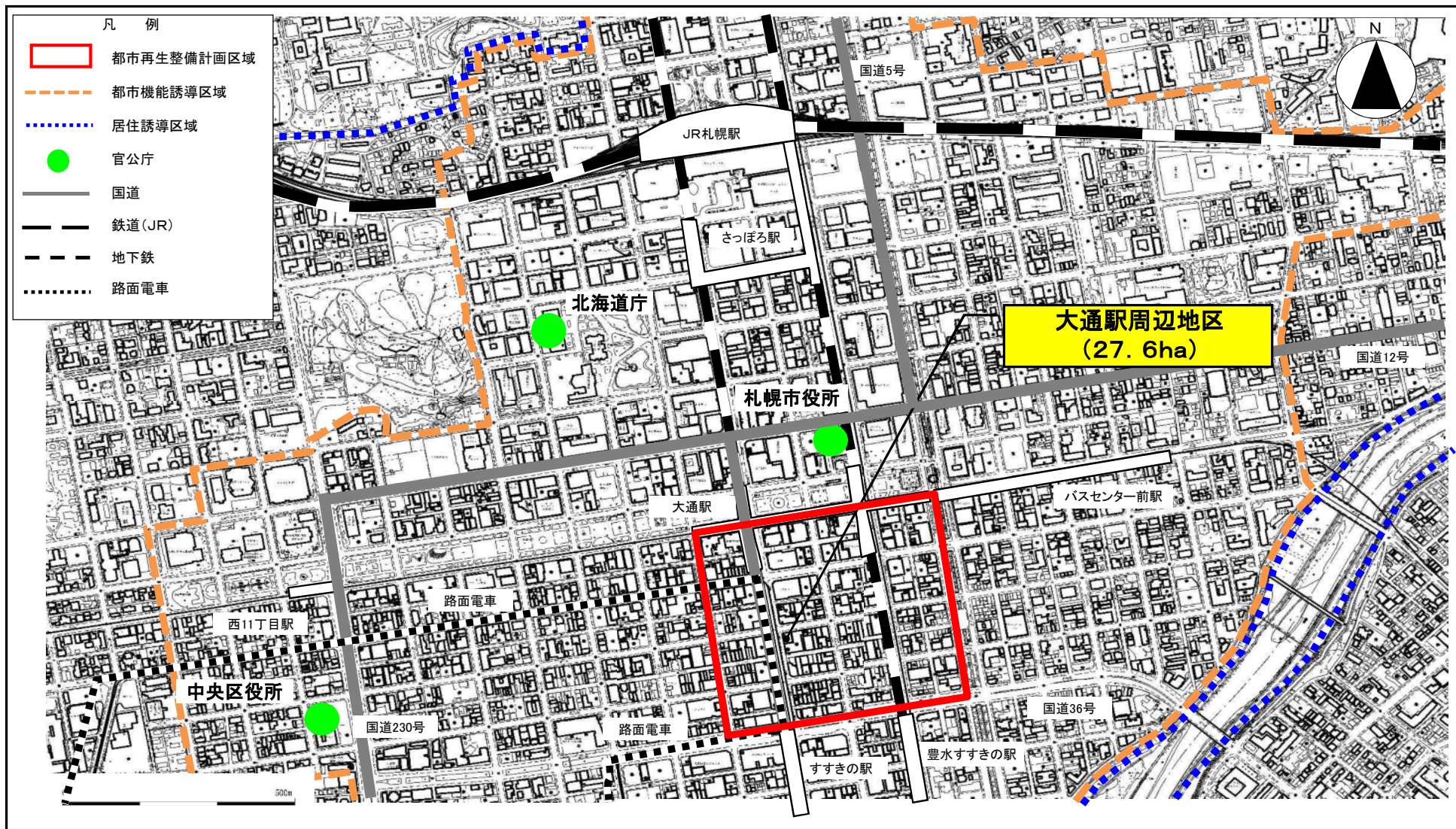


計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>【良好な歩行空間の確保】 札幌市立地適正化計画に基づき、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人と環境を重視した交通環境を創出するため、民間開発などと連携した駐輪場の整備や自転車等放置禁止区域の拡大、まちづくりと連携した取組を行う。</li> <li>・都心のにぎわいを創出し、歩行者優先の交通環境を形成するため、駅前通に常設オープンカフェ等を設置する。</li> </ul>	<p>【協定制度等】 都市利便増進協定、特例道路占用区域の活用                  【基幹事業】 (地域生活基盤施設 自転車駐車場)南2西3自転車駐車場整備事業                  【関連事業】 西2丁目線地下自転車等駐車場整備事業                  【関連事業】 官民協働運営方式モデル事業による駐輪場整備事業                  【協定制度】 官民連携による都市の美化、駐輪対策の実施                  【提案事業】 自転車等放置禁止区域対策事業</p>
<p>その他</p>	
<p>【官民協働の取り組み事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌創世1.1.1区推進連絡会によるまちづくり指針の策定(平成22年3月)</li> <li>・札幌創世1.1.1区北1西1地区市街地再開発事業準備組合の設立(平成21年9月)</li> <li>・都市再生特別地区を活用した民間事業者による大規模開発と北三条広場の整備(平成26年7月)</li> <li>・狸小路商店街振興組合、二条魚町商業協同組合、地元町内会等による創成川公園狸二条広場の活用検討</li> <li>・官民協働運営方式モデル事業による自転車駐車場の供用開始(平成28年4月)</li> </ul> <p>【官民連携事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅前通(一般国道36号、南1条～南4条間)における都市利便増進協定、道路占用許可の特例を活用した施設整備等を行う。</li> </ul>	





<p>大通駅周辺地区(北海道札幌市)</p>	<p>面積 27.6 ha</p>	<p>区域 札幌市中央区大通西1~4丁目、南一条西1~4丁目、南二条西1~4丁目、南三条西1~4丁目、南四条西1~4丁目の各一部</p>
------------------------	-------------------	--





制度別詳細1(道路占用に関する事項) 都市再生特別措置法46条10項

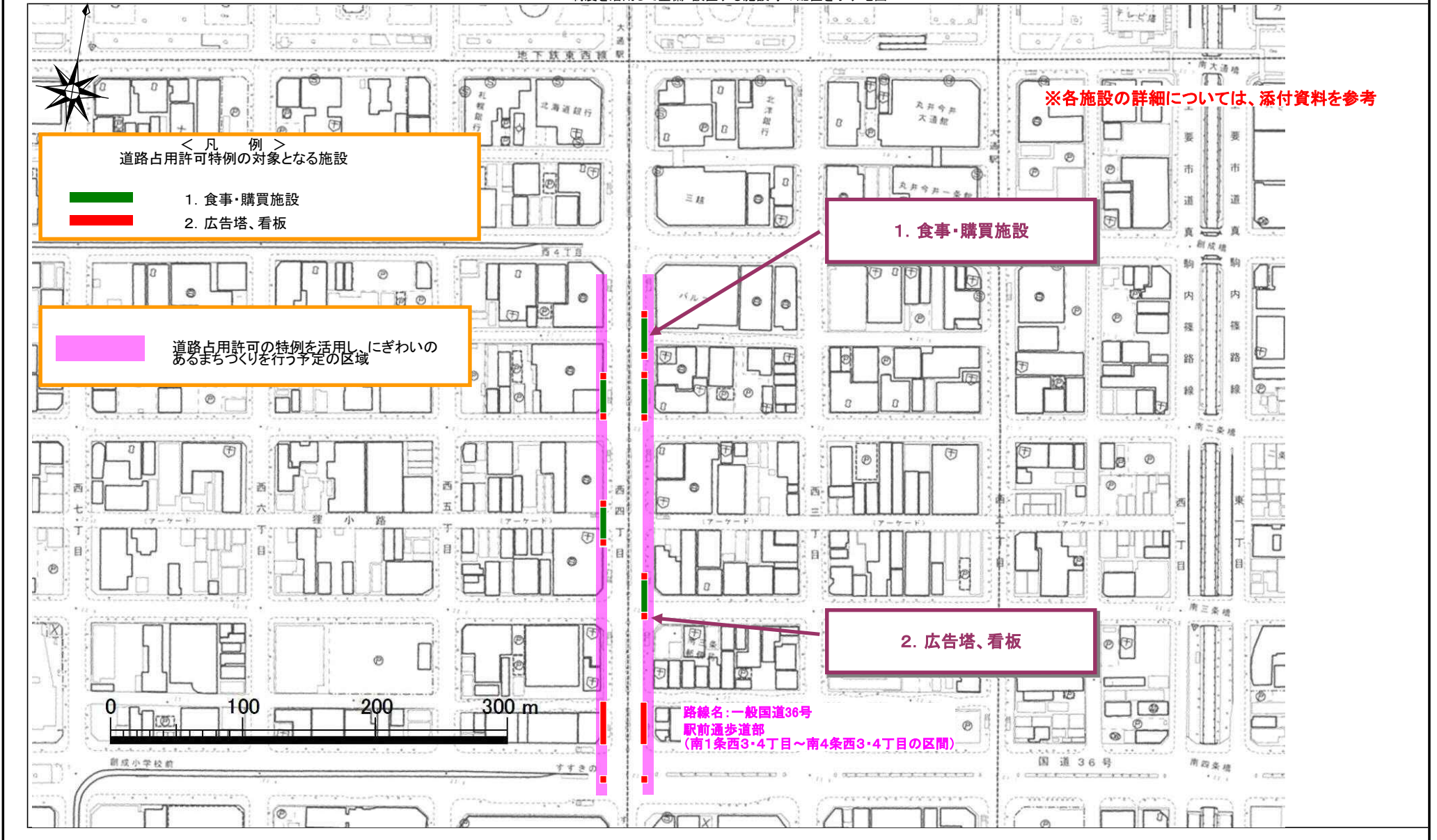
制度の活用計画			
	占用対象施設	占用の場所	道路交通環境の維持及び向上を図るための措置
道路 占用 許可 特別 対象 施設	1 ●常設オープンカフェ・売店等(食事・購買施設)の設置・管理 <該当施設:食事施設、購買施設> デッキ、テーブル、イス、食品衛生法に基づく施設(調理場)、 常設の小規模売店(購買施設)	路線名:一般国道36号 駅前通歩道部 (南1条西3・4丁目～南3条西3・4丁目の区間)	・食事・購買施設及び周辺(施設を設置しない歩道部を含む)の清掃、美化活動を実施する ・施設周辺に放置自転車があった場合、その整序等を実施する ・施設周辺に放置自転車が増えないよう、利用者へのマナーの周知を図る
	2 ●広告塔、看板の設置・管理 <該当施設:広告塔、看板> デッキに併設する広告塔、施設等に設置する看板	路線名:一般国道36号 駅前通歩道部 (南1条西3・4丁目～南4条西3・4丁目の区間)	・広告塔及び施設の周辺(施設を設置しない歩道部を含む)の清掃、美化活動を実施する ・広告塔及び看板周辺の違法広告物の撤去を実施し、良好な景観を保つ ・施設周辺に放置自転車があった場合、その整序等を実施する ・施設周辺に放置自転車が増えないよう、利用者へのマナーの周知を図る
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		



制度別詳細1-1(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



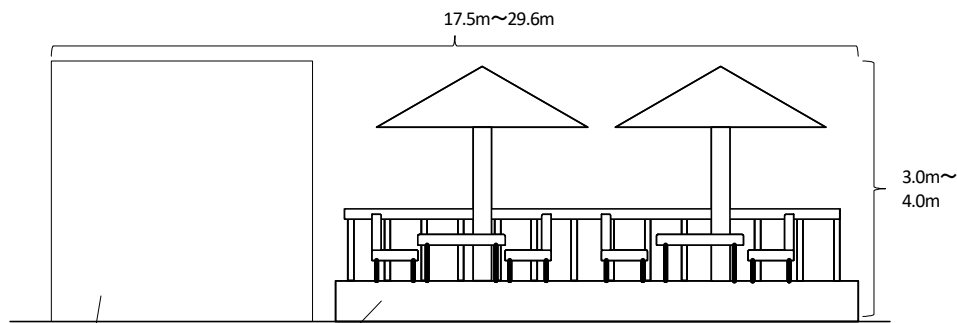
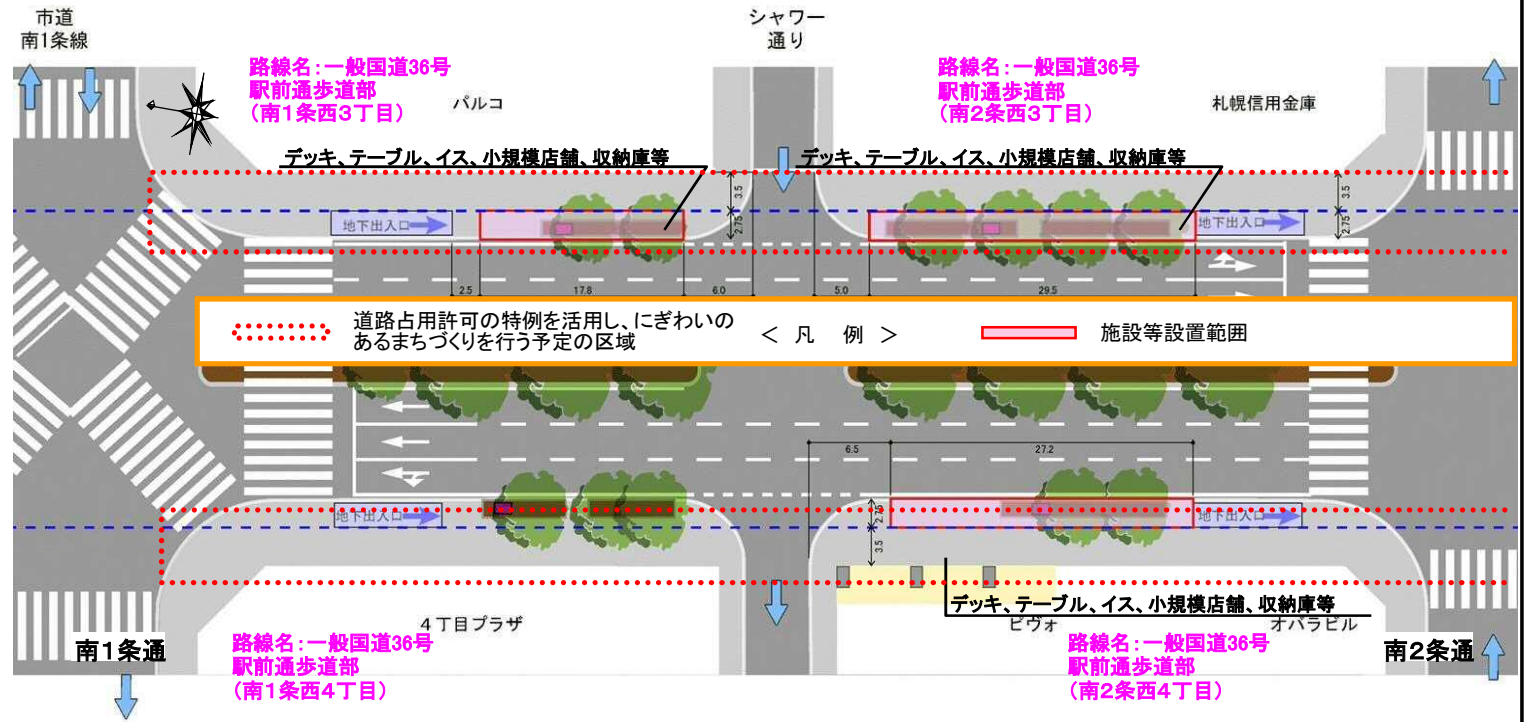
制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項): 食事・購買施設

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

1. 食事・購買施設

※写真はイメージ



食事・購買施設等  
(小規模店舗、収納庫等)

食事施設等(用途によりレイアウトが変更される場合がある。)



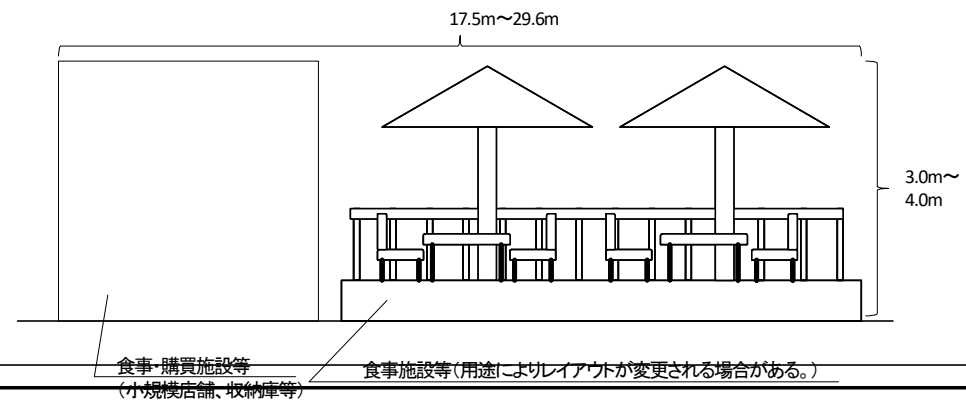
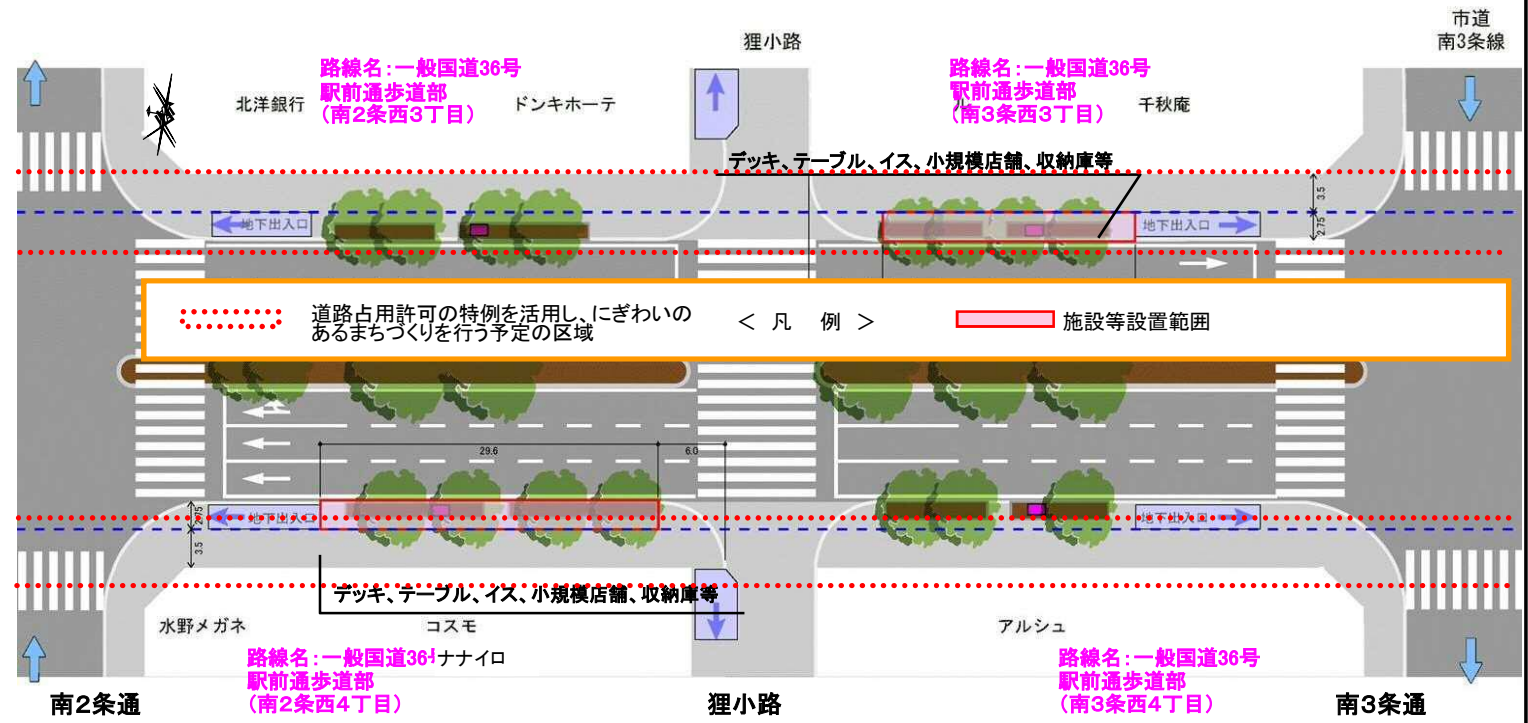
制度別詳細1-2-②(道路占用に関する事項):食事・購買施設

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

1. 食事・購買施設

※写真はイメージ



制度別詳細1-2-③(道路占用に関する事項): 広告塔・看板

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

2. 広告塔、看板

※写真はイメージ



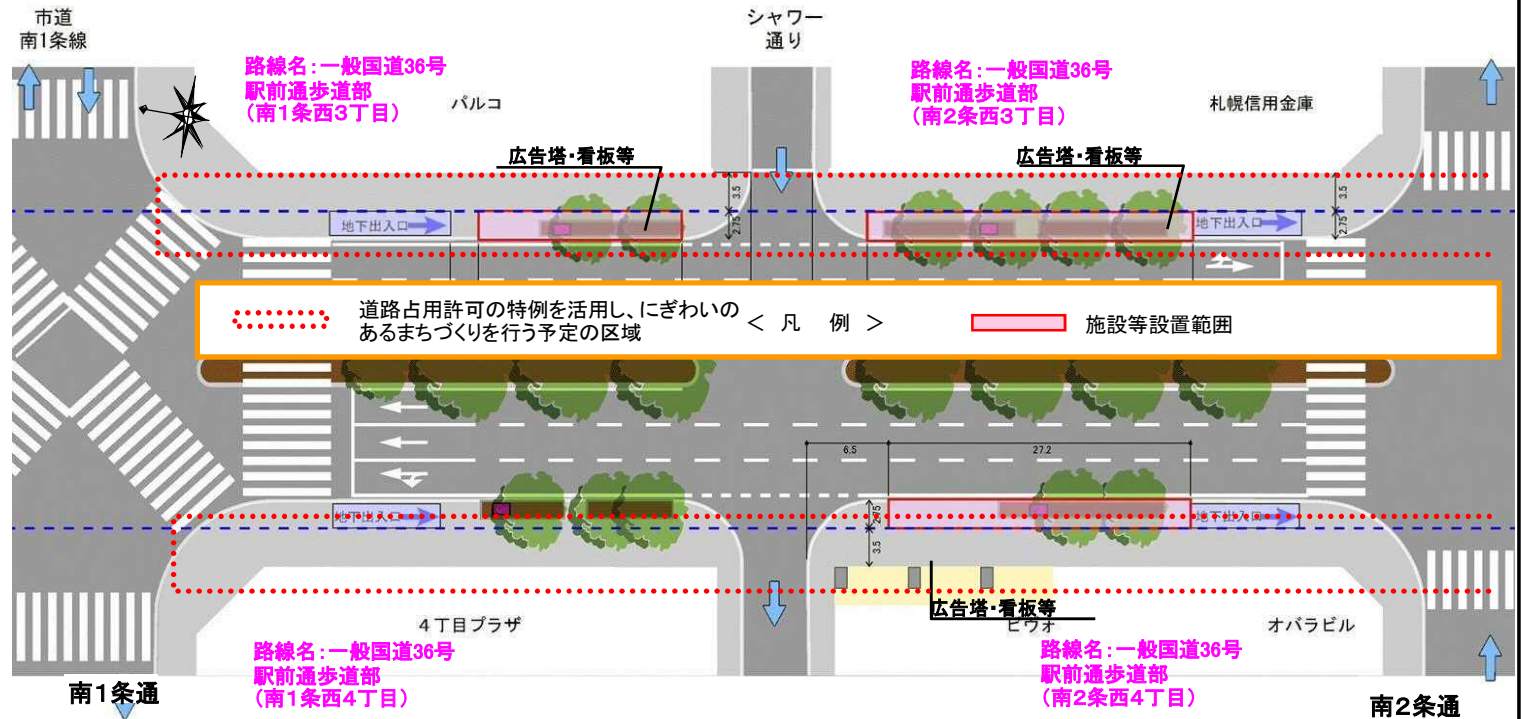
(広告塔イメージ)



(看板イメージ)

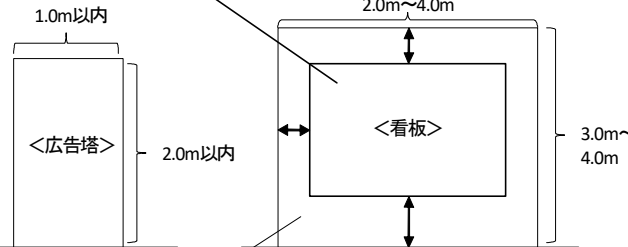
※食事・購買施設の小規模店舗、収納庫等の壁面を想定

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



道路占用許可の特例を活用し、にぎわいのあるまちづくりを行う予定の区域 < 凡 例 > 施設等設置範囲

表示方向から見た場合における被添加物件の幅及び高さを超えないものとする。



食事・購買施設の小規模店舗、収納庫等の壁面

制度別詳細1-2-④(道路占用に関する事項): 広告塔・看板

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

2. 広告塔、看板

※写真はイメージ

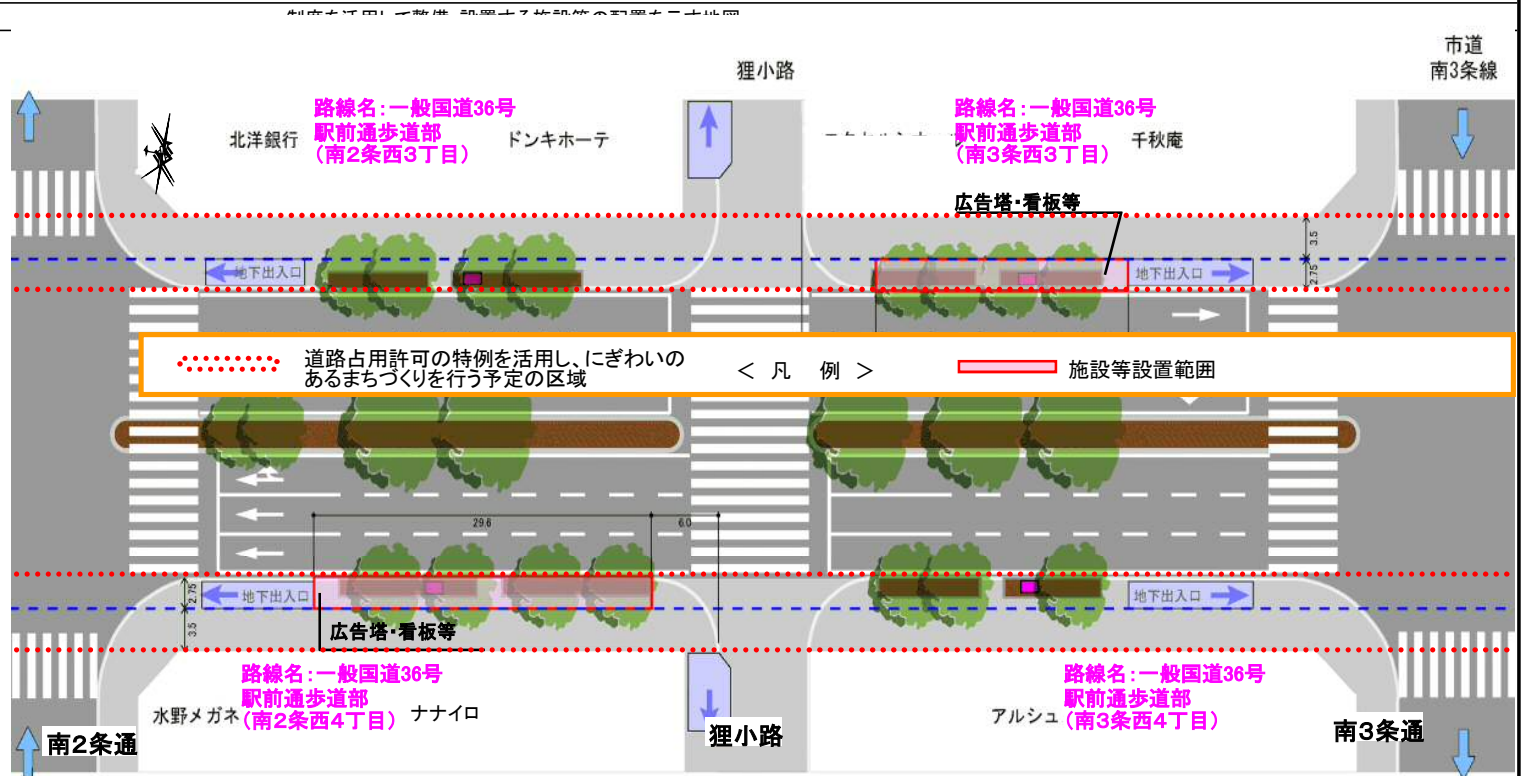


(広告塔イメージ)

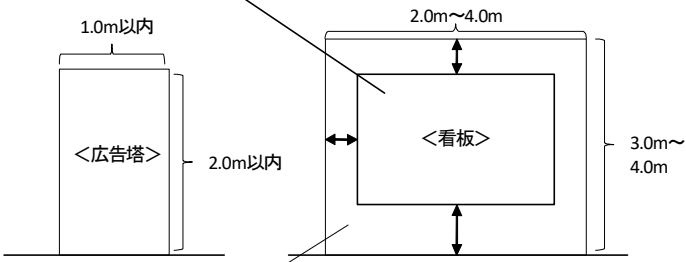


(看板イメージ)

※食事・購買施設の小規模店舗、収納庫等の壁面を想定



表示方向から見た場合における被添加物件の幅及び高さを超えないものとする。



食事・購買施設の小規模店舗、収納庫等の壁面



制度別詳細1-2-⑤(道路占用に関する事項): 広告塔・看板

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

2. 広告塔、看板

※写真はイメージ

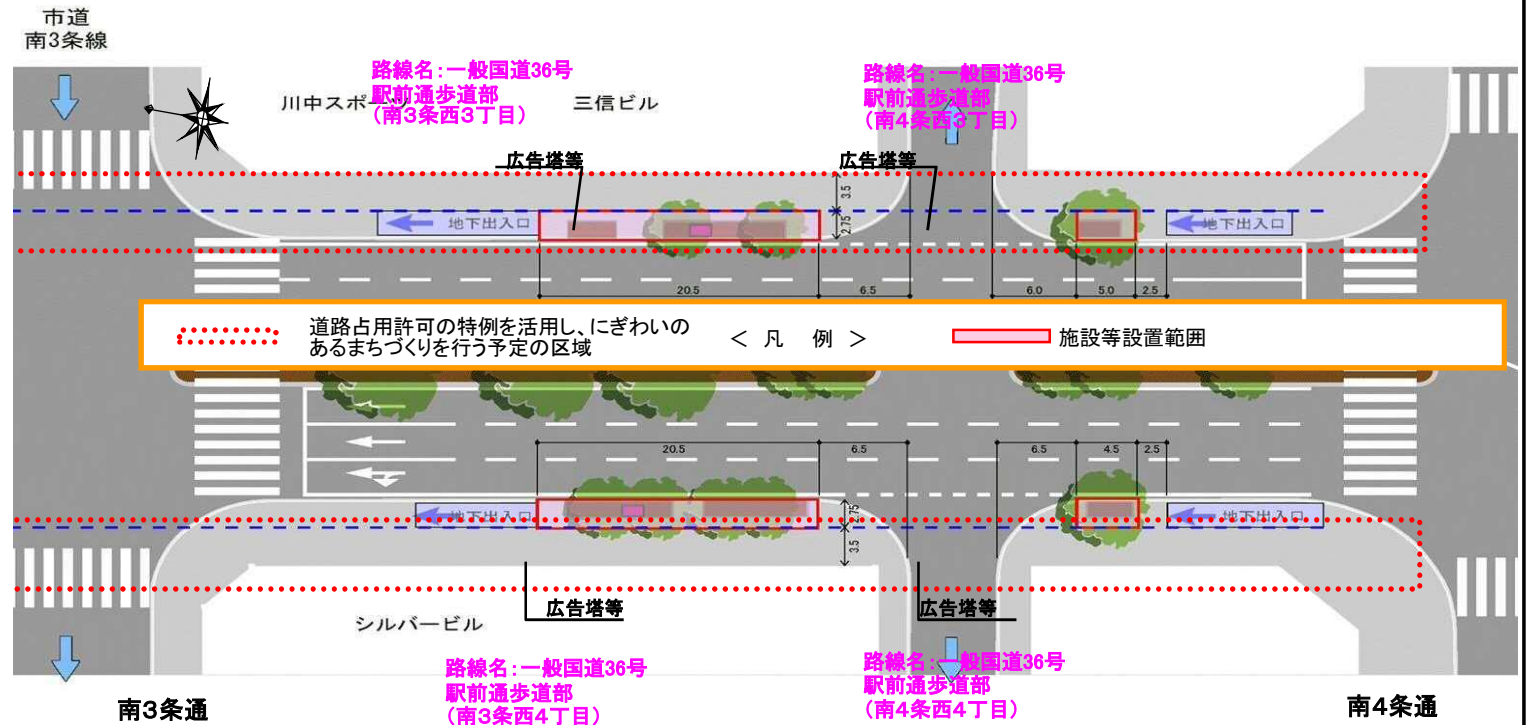


(広告塔イメージ)



(看板イメージ)

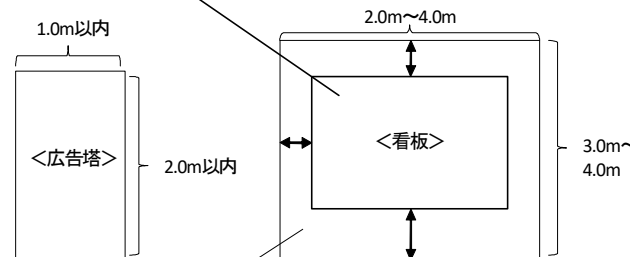
※食事・購買施設の小規模店舗、収納庫等の壁面を想定



南3条通

南4条通

表示方向から見た場合における被添加物件の幅及び高さを超えないものとする。



食事・購買施設の小規模店舗、収納庫等の壁面

制度別詳細2(都市利便増進協定に関する事項) 都市再生特別措置法46条13項

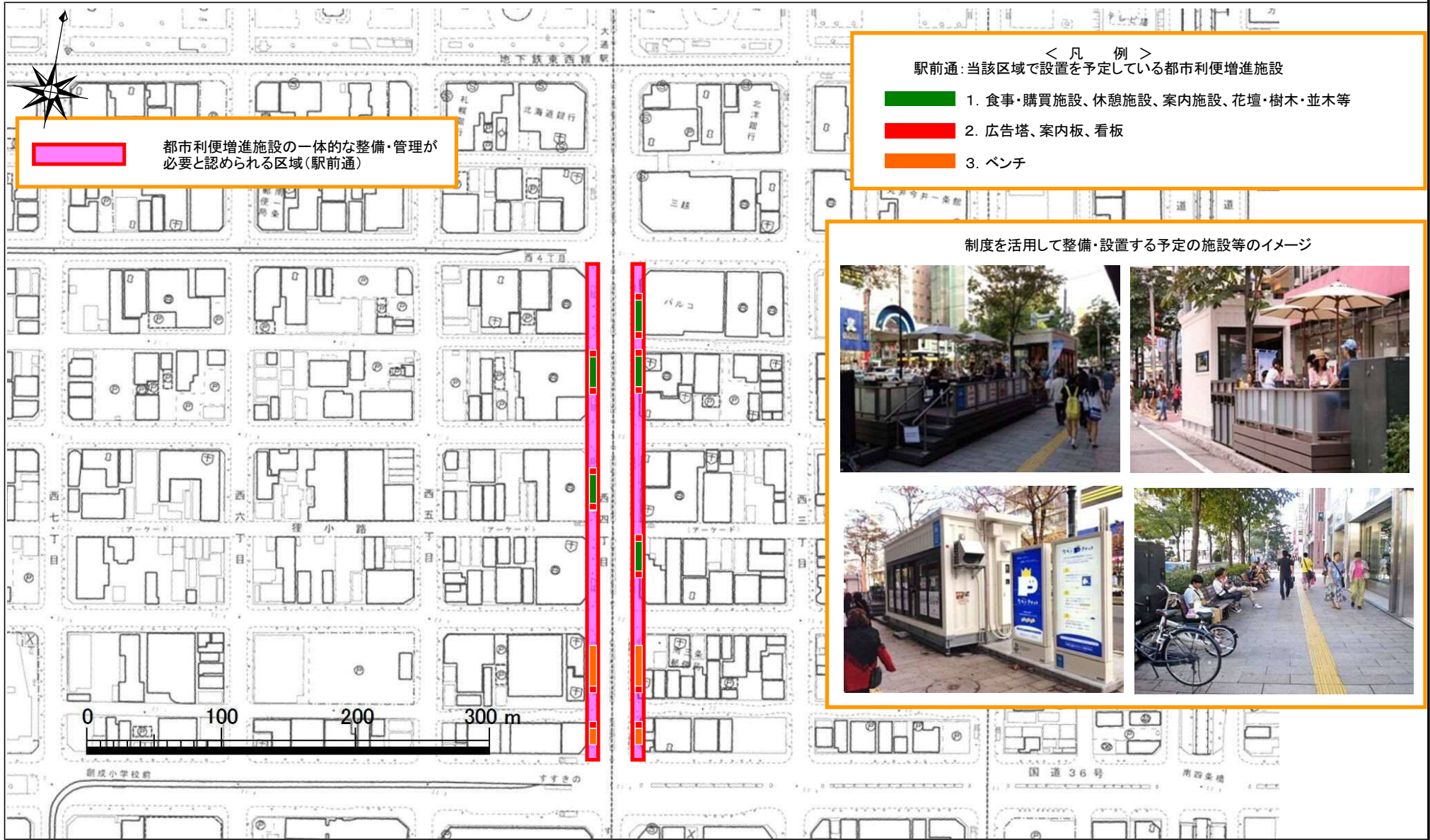
制度の活用計画			
事業内容	事業期間	取組主体	活用する制度の詳細
<p>1 ●常設オープンカフェ・売店等(食事・購買施設)の設置・管理                      &lt;該当施設:食事・購買施設、休憩施設、案内施設、花壇・樹木・並木等&gt;                      デッキ、テーブル、イス、食品衛生法に基づく施設(調理場)、常設の小規模売店、花壇・樹木・並木等(プランター、街路樹)</p>	H28～R3	・札幌大通まちづくり株式会社(推進法人)	1. 協定締結者 ・札幌大通まちづくり株式会社(都市再生整備推進法人) ・地権者(国道管理者) 2. 都市利便施設の一体的な整備又は管理が必要と認められる区域(協定を想定している区域)次ページ赤枠の範囲 3. 協定の内容 (1)協定の目的となる都市利便増進施設 ・食事施設・休憩施設・購買施設(デッキ、テーブル、イス、調理場・売店等の施設) ・広告塔、案内板、看板 ・ベンチ ・可動式植樹柵(プランター)、固定植樹マスの街路樹 (2)都市利便増進施設の整備方法・費用負担 ・国及び札幌市の補助等を活用し、推進法人が実施する。 (3)都市利便増進施設の管理方法・費用負担 ・推進法人は、上記の協定区域内について、以下を実施する(再委託等による実施も可とする)。 ○都市利便増進施設及び周辺(施設を設置しない歩道部を含む)の清掃、美化活動の実施 ○施設周辺における、放置自転車の整序の実施 ○施設周辺に違法駐輪が増えないよう、利用者へのマナーの周知 ○違法広告物の撤去の実施、良好な景観の保全 ・上記の管理に要する費用は、推進法人がオープンカフェ、購買施設、広告等を実施し得た収益の一部を充当する。
<p>2 ●広告塔、看板の設置・管理                      &lt;該当施設:広告塔、案内板、看板&gt;                      デッキに併設する広告塔、施設等に設置する看板</p>	H28～R3	・札幌大通まちづくり株式会社(推進法人)	
<p>3 ●屋外ベンチの設置・管理                      &lt;該当施設:ベンチ&gt;</p>	H28～R3	・札幌大通まちづくり株式会社(推進法人)	
4			
5			



制度別詳細2-1(都市利便増進協定に関する事項)

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図及び設置イメージ

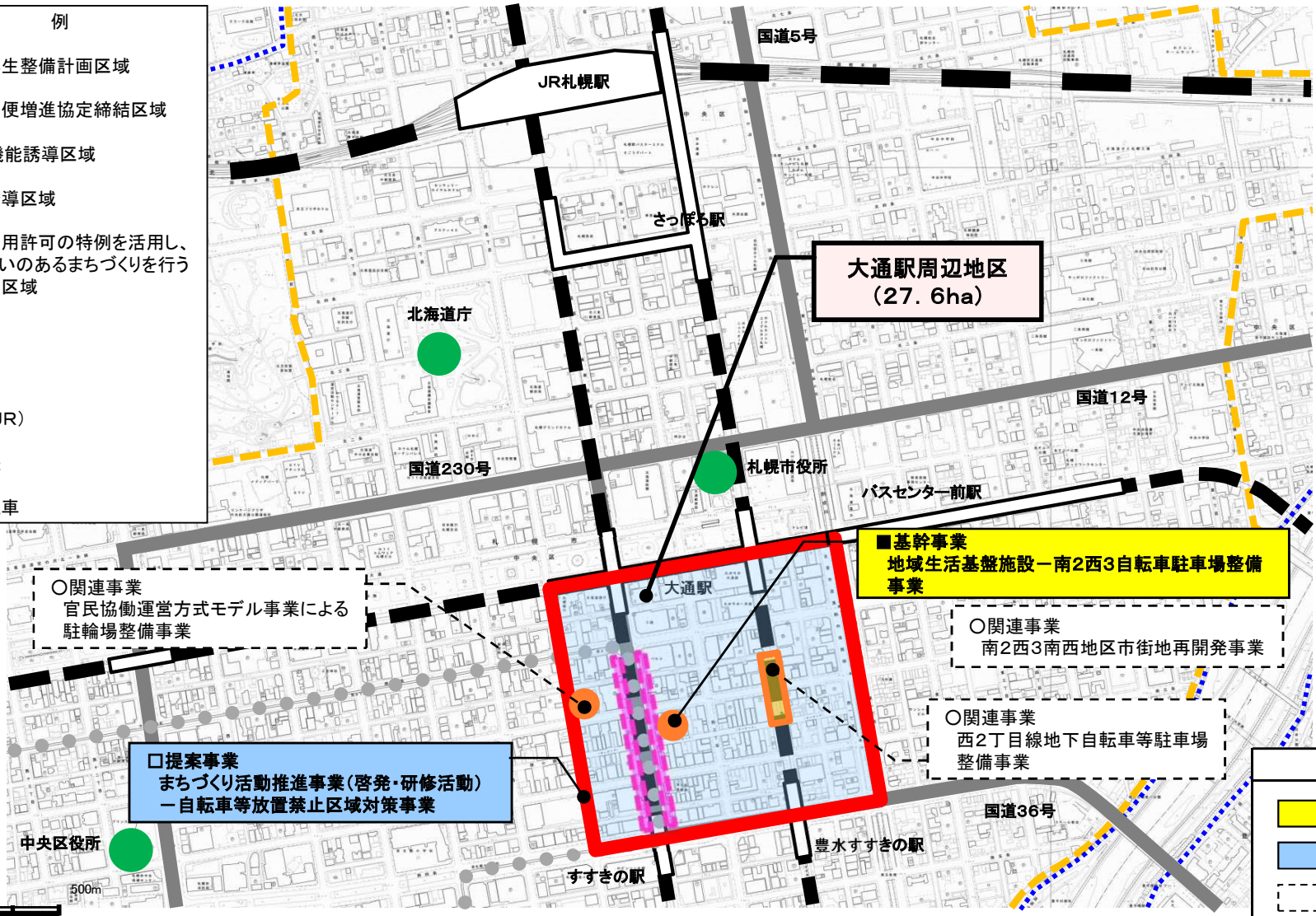




北海道 札幌市  
大通駅周辺地区(北海道札幌市) 整備方針概要図(都市構造再編集中支援事業)

目標	大目標:道都札幌にふさわしい活気に満ちあふれた魅力ある都心の実現 目標:ゆとりある歩行空間を確保し、歩行者の移動環境を向上させる	代表的な指標	路上放置自転車数 (台)	2,621台 (H26年度)	→	111台 (R5年度)
			駐輪需要充足率 (%)	13.5% (H26年度)	→	100% (R5年度)
			( )	(年度)	→	(年度)

- 凡 例
- 都市再生整備計画区域
  - 都市利便増進協定締結区域
  - 都市機能誘導区域
  - 居住誘導区域
  - 道路占用許可の特例を活用し、にぎわいのあるまちづくりを行う予定の区域
  - 官公庁
  - 国道
  - 鉄道(JR)
  - 地下鉄
  - 路面電車



- 凡 例
- 基幹事業
  - 提案事業
  - 関連事業